

顎関節症・保険診療点数早見表 2022

歯科パノラマ断層撮影	402点 (デジタル)
顎関節パノラマ断層撮影	402点 (同時撮影は216点)
歯科用3次元エックス線断層撮影	1170点
顎関節授動術 (単独の場合)	440点
マイオモニター	85点
口腔内装置	1. 1530点 2. 830点 3. 680点
口腔内装置調整・修理	調整 220点 修理 234点
歯科口腔リハビリテーション料2	54点

歯科パノラマ断層撮影 (デジタルの場合)

診断料 (125点) + 撮影料 (182点) + 電子画像管理加算 (95点) = 402点

- ・撮影適応領域は広いが、顎関節疾患領域の診断の際には撮影可能である

顎関節パノラマ断層撮影 (同時撮影の場合は216点)

- ・異なった下顎位 (最大開口位と下顎安静位など) や分割数にかかわらず一連につき所定点数を算定する
- ・顎関節疾患について、パノラマ断層撮影による分割撮影を行なった場合は、顎関節を構成する骨の形態及び解剖学的な相対位置、下顎窩に対する下顎頭の位置、下顎頭の移動量等の初見を診療録に記載する。
- ・口腔内に対する歯科パノラマ断層撮影と顎関節に対する顎関節パノラマ断層撮影を併せて撮影した場合、二枚目の撮影料は所定点数の1/2で、2枚目の電子画像管理加算は算定できない

※ 二枚目パノラマ断層撮影の画像診断の点数

診断料 (125点) + 撮影料 (182点×1/2=91点) + 電子画像管理加算 (95点) = 216点

歯科用3次元エックス線断層撮影 1170点

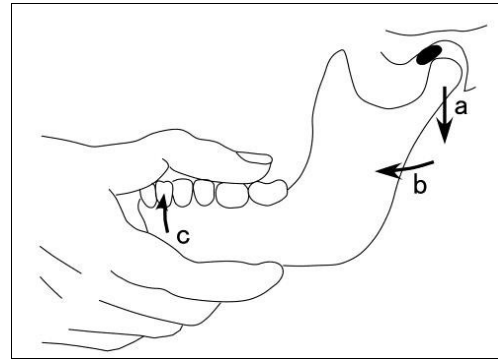
(内訳: 撮影料 600点 診断料 450点 電子画像管理加算 120点)

- ・歯科用エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影で診断が困難な場合であって、当該画像撮影の必要性が十分に認められる場合に算定する。(顎関節症の場合は、顎関節の形態の評価)
- ・得られた所見を診療録に記載する必要がある
- ・歯科疾患の診断に際して、各撮影方法を比較考慮した結果、歯科エックス線又は歯科パノラマ断層撮影を行わずに、第一選択として歯科用3次元エックス線断層撮影を算定しても差し支えはない

顎関節授動術（1. 徒手の授動術 イ 単独の場合） 440点

顎関節症による急性クローズドロックの解除または慢性クローズドロックによる開口制限の改善を目的として、徒手の授動術を行うものをいう。

- ・目的を達するために複数回実施した場合も一連として算定する。
- ・実施内容の要点（開口量など）を診療録に記載するのが望ましい
- ・パンピング（顎関節腔に対する薬液の注入、洗浄）を併用した場合、顎関節受動術（1. 徒手の受動術ロ パンピングを併用した場合）となり、990点（薬剤などは別）を算定できるようになる



【一般社団法人日本顎関節学会 編 顎関節症治療の指針2020より引用】

マイオモニター 1回につき85点

- ・顎関節疾患の治療にマイオモニターを使用した場合、片側・両側に関わらず1回につき算定する。
- ・カルテには治療開始時間、治療終了時間、治療内容などを記載することが望ましい

口腔内装置（イ 顎関節治療用装置） 印象採得42点 咬合採得187点

- 1 口腔内装置1 1530点（30点の装着料を含む）
義歯床用アクリリック樹脂により製作されたもの
咬合採得は実態に応じて算定可能
- 2 口腔内装置2 830点（30点の装着料を含む）
熱可塑性樹脂シートを吸引加圧したもの、又は作業用模型に常温重合レジン等を圧接して製作した口腔内装置であり、咬合関係が付与されたもの
咬合採得は算定不可
- 3 口腔内装置3 680点（30点の装着料を含む）
熱可塑性樹脂シートを吸引加圧したもの、又は作業用模型に常温重合レジン等を圧接して製作した口腔内装置であり、咬合関係が付与されていないもの
咬合採得は算定不可



口腔内装置 1

加熱重合型アクリリックレジンにて製作されたもの



口腔内装置 2

常温重合レジン等を用いて、咬合関係が付与されているもの



口腔内装置 3

咬合関係が付与されていないもの

口腔内装置（Ⅰ 顎関節治療用装置）調整・修理

調整 220点

修理 234点

- ・月一回算定が可能
- ・調整、修理を行った場合は、診療録に調整又は修理の部位、方法等を記載する。
- ・顎関節治療用装置の調整は装着月に算定しても差し支えはない。ただし、同日は不可。
- ・顎関節治療用装置の修理は装着月に算定できない。

歯科口腔リハビリテーション料2（通称：歯リハ2） 54点

顎関節症を有する患者であって、顎関節治療用装置を装着している患者に対して、療養上の指導または訓練を行い、口腔機能の回復または維持・向上を図った場合に算定ができる。

- ・事前に施設基準の届出が必要である
- ・月一回算定が可能
- ・他の保険医療機関で製作した口腔内装置を装着している場合にでも算定ができる
- ・同月もしくは同日に口腔内装置の調整を行っていない場合にも算定ができる
- ・実施内容等の要点を診療録に記載するのが望ましい

<施設基準告示>

- 1) 歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること
- 2) 当該療養を行うにつき十分な機器を有していること、又は十分な機器を有している病院との連携が確保されていること

<施設基準通知>

- 1) 歯科又は歯科口腔外科を標榜し、当該診療科に係る5年以上の経験及び当該療養に係る3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。
- 2) 顎関節症の診断に用いる磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI撮影）機器を設置していること。なお、当該医療機器を設置していない保険医療機関は、当該医療機器を設置している病院と連携が図られていること。